

明治
前期
財政經濟史料集成

第一卷

大内兵衛
土屋喬雄 編

明治
前期 財政經濟史料集成

第二卷

大蔵省沿革志(上)

大蔵省記録局編

原書房

(兩角製本)

昭和七年六月十七日印刷

昭和七年六月廿二日發行

明治前期財政經濟史料集成 第二卷

編者 大 內 兵 衛
土 屋 喬 雄

發行者 山 本 三 生
東京市芝區愛宕下町四ノ四〇

印刷者 君 島 潔
東京市小石川區久堅町百八番地

發行所

改 造 社

東京市芝區愛宕下町四丁目四十番地

振替口座東京八四〇二番
電話芝(43)(自一一二四番至一一二四番)

大藏省

(農商務省
會計検査院)

編纂

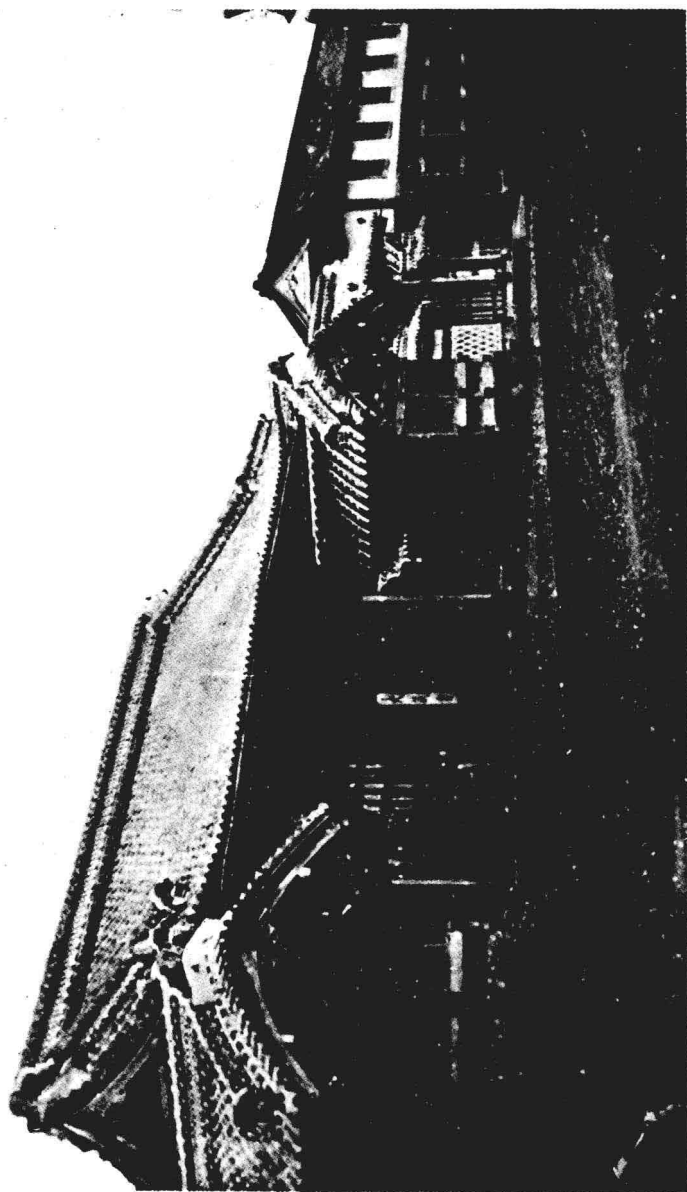
大内兵衛校
土屋喬雄

明治
前期
財政經濟史料集成

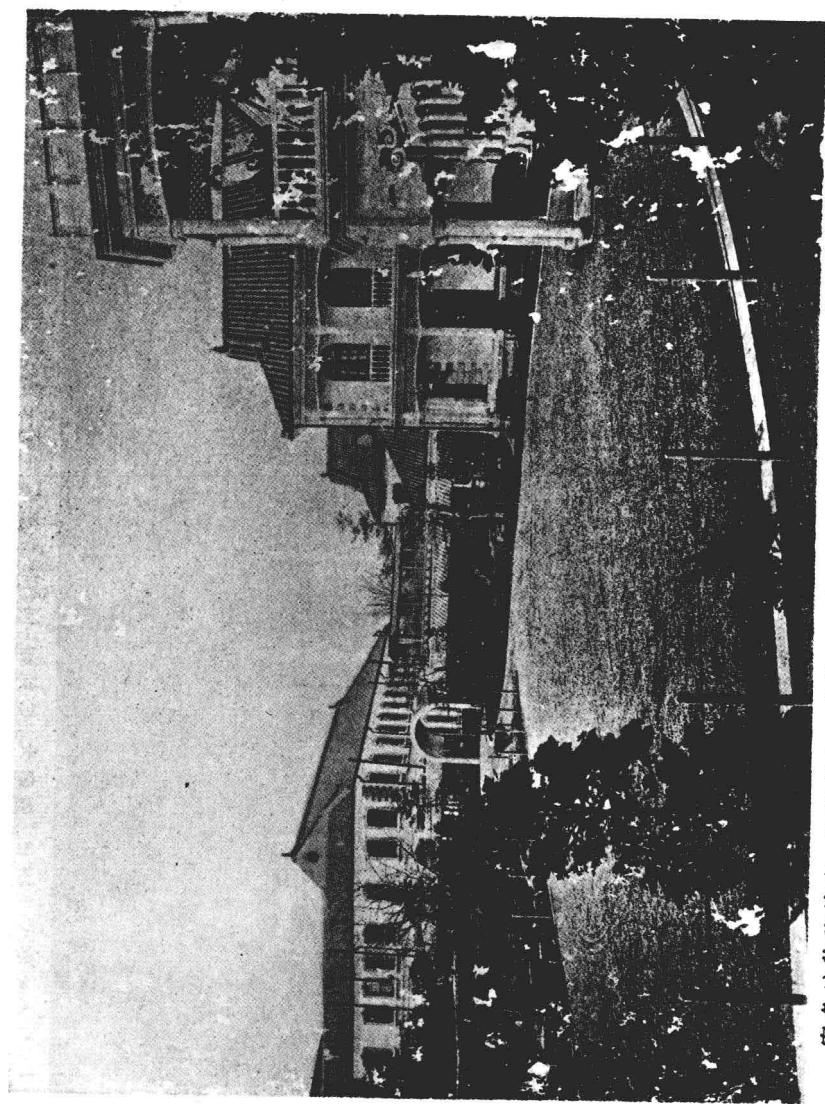
第二卷

本書の編輯に就いては、財團法人啓明
會の補助に負ふ所多大である。特に
記して謝意を表する。

編
者



初大藏省の門正・酒井雅樂守の門掛・札の「大藏省」は米庵書。



○寮各は物建端左。○室卿藏大は建階二の側左の關玄端右てつ向・景全の省藏大期初
○るらへ傳と池洗手御神明田神は池の庭南

大藏省沿革志解題

大藏省は國家財政の中樞にしてその基本的統制機關である、そしてそれは國家諸般の政策を實現せしむる規制者として、漸次その重要さを増してゐる。こゝに吾々の提供せんとする「大藏省沿革志」（但し本卷はその前半）はその名の示すが如くこの財政機關の創業史に外ならない。

本書は明治八年九月以降大藏卿大隈重信が大藏大書記官遠藤謹助外八名（内に小菅揆一、根本通明等を含む）に命じて編纂せしめたもので、他に關係者として竹添進一郎外一名の名も見える。大隈之に序して云ふ、

「蓋古今之推移。物換情異。勢不得不興利除弊。以故十餘年來。法令愈密。國用愈多。金穀出納。簿書案牘之夥。非復曩昔比。苟不修理之于今日。何以得文獻于後世乎。」

と。即ち維新以來の省務沿革を後世に傳へんとする意嚮である。蓋し變革時代の風波漸く鎮まつてやゝ靜かにこれを回顧せんとの意であらう。

本書が始めて上梓されたのは明治十三年一月であるが、その時上梓されたものが何卷であつたかは未だに不明である。本書は大藏省文庫所藏本（松方公爵家寄贈）を底本とす。それは二十三卷より成るものであるが、内容見本發表後三井文庫澤田章氏及び商科大學本田春生氏より國學院大學圖書館及び商大圖書館の藏本は二十四卷より成る旨の教示に接し、國學院大學所藏本を以つて補つた。

恐らく二十四卷が全部であらうと信ずる。こゝに教示と援助を賜つた兩氏に對し謝意を表する。

本書の編纂が如何に困難であつたかは、主宰者遠藤謹助が大隈大藏卿に奉つた建白によつて窺ひ知られる。蓋し元年二年の事項の如き忽卒の際、文籍備はらざりしは當然であるからだ。従つてまた此の最初期に關する記載は、單に大藏省そのものの沿革誌として興味あるのみならず、一般的に明治維新史に新たな光を投ずるものである。

本書二十四卷、その收むるところは次の如くである。

本省自第一至第五 租稅寮自第一至第四 檢査寮第一 出納寮自第一至第四 造幣寮第一 紙幣寮第二 驛遞寮第二 記錄寮第一 通商司

第一

監督寮
土木寮
戸籍寮
部一冊
貨幣司
藏山司
正司
部一冊
用法司

而して記述は編年體の様式を採り、まづ型の如く簡潔な管掌部屬變遷の概要を摘記した後に、年月を追うて事件を掲げ、その重要なものに就いては詳細な説明、或は建白稟議意見の類を收録してある。

右の諸篇中本省の部五卷は全編の樞軸をなすもので、事件の重なるものは洩らさず纂められ、その各項の詳細はそれぞれの主管寮司の部に譲られてゐる。こゝには本省部を資料として大藏省草創時代の諸問題を通觀しよう。

大藏省の創始は明治元年正月の會計事務課を置いたときである。その後元年閏四月この課は會計官と改められ、二年七月會計官を廢して大藏省が置かれた。大藏省は同年八月民政部と併合し、三

年七月民政部と分離し、四年七月大藏省職制章程が定まつた。此の目まぐるしい制度の改廢は單に大藏省のみに特有では無く、變革期の政治的混亂を表現する一般的現象であつた。二年七月に大藏省となつてから翌八月に民政部と併合し、四年七月の改革に至るまで殆んど兩省合一の狀態であつた。これは大寶律令への復歸精神の現はれで、公卿と下士とが同盟して封建諸侯を政府から追ひ拂つた歴史的段階を示して居る。

明治元年兵馬倥傯の頃に於ては、大總督府の軍政が權威を有して、會計官の如きは單なる軍資兵糧の供給係に過ぎなかつたが、元年十月に及んでそれが稍實權を獲得したことは處務事宜の稟議に現れてゐる。併し眞に權威具はるに至つたのは四年七月以後で、同年末には兵部省が海軍費を増額せんことを要求したのに對し、膠も無くこれを一蹴し得た。

大藏省の地位が漸次右の如く上向したのは、大藏省が當面した多くの問題が國家的に重要であつたからに外ならない。その問題は、第一には政府財源を求むることであり、第二には外國資本主義の壓迫から脱することであり、第三には國內の封建的勢力を處分することであつた。

第一の政府財源問題。明治維新によつて倒幕の事が實現されたとはいひながら、諸藩に對しては手加へられなかつたので、政府は舊幕府領を沒收して其の地租、鑛山、生産物、冥加金等を手に收めた。併しこれだけでは不足であり、殊に東北征討の事があつて莫大の軍費を必要とした。故に或は大坂や京都の町人に獻納金をなさしめたり、資借金を課した。しかし最も重要な財源は、太政官紙幣の發行であつた。これは由利公正の發議だと言はるゝもので純然たる不換紙幣であつた。政府

はこの紙幣を諸藩及び町人等に強制的に貸附け、それに對して利子を徴收した。この楮幣は間もなく眞貨との間に非常の價差を生じ、經濟界を混亂せしめた。故に大藏省はその對策に腐心し、或は太政官に稟議して強制通用の令を出さしめ、或は打歩公定を命じ、或は物價減少令によつて紙幣の價を高めんとしたが、概ね成功を見なかつた。而してその波瀾がどうにか收まるに至つたのは、紙幣眞貨の價差を公認し、一方には政府の信用を鞏固ならしむる事を努め、他方には貨幣を改鑄した三井組に委任して大藏省兌換證券を發行して幣制を釐革したからである。かくて貨幣改鑄も亦當時の一大問題であつたことは云ふまでもない。蓋し幕府末期に於ける濫惡貨幣の製造に加ふるに、諸藩並びに民間の贋貨が交錯横行したので、その混亂は言語に絶したものがあつたからだ。故に政府は一方に於て先づ舊幕府の金銀座を收め次いで洋風造幣所を設けて純良な標準正貨を鑄造するに努め、他方には古金銀銅貨の分析價位表を屢々發布した。大藏省並びに開拓使兌換證券はその數額に於て餘り多くなかつたから、財政上の影響は大したものではなかつたらうが、停止する所を知らない楮幣比價の低落に精神的なブレーキをかけるだけの效はあつた。併し楮幣の問題が完全に整理されたのは、明治五年になつて所謂日耳曼新紙幣の製造及び金札引換公債證書が發行されてからである。

政府財源は當然租税を主體とすべきものであるが、本書に收められた期間に於ては、それは未だ絶對的重要性を持たなかつた。即ち地租はまだ人民の土地所有權を確認せざるため、言はば政府が土地所有者たるの性質を持つて居り、従つて地租と言ふよりは「封建的地代」と言つた方が正しい表現である。而も金納にあらずして米納であつたことは著しい特徴をなすものである。また四年七

月の廢藩置縣に至る迄は、政府の直轄するは舊幕府及び二三の幕府方諸侯の沒收地のみであつたから、地租貢納も決して全國的なものでは無かつたのである。故にその收入たるや限られたものであり、政府は當然缺乏を訴へざるを得なかつた。政府が此の期間に行つた地租對策としては、幕府臣僚の土地處分、直轄縣に對する貢納の督促（幕府時代よりも寧ろ苛斂を獎勵し、凶作に際して棄捐を行つた地方官を罰してゐる）各地方の米穀を運漕するために廻漕會社の設立を保護獎勵した事等である。併しこれらの微溫的方法では到底效を見ることが出来なかつたので、地租改正意見はより政府部内に捲き起つた。明治四年の廢藩前後になるとそれが大いに具體化し、「租稅寮」に屬する記事も、地租問題によつて概ね占められるやうになる。併し本書に收められた主要期間に於ては、地租問題はまだ序甲に過ぎぬ、地租改正は廢藩置縣に俟つてのみ實現する。それは一つの政治的權力の問題であつた。

地租以外の諸税は雜税と呼ばれた。それは概ね徳川幕府の舊制度を繼承したもので、その主なるものは海關税、酒類税、各種免許鑑札料、蠶卵紙税等であつた。その他千數百種の煩瑣な税目があつた。これ等諸税の歴史の中には我が國の産業發達史の一面が窺はれて面白い。例へば當時にあつては、生糸よりも蠶卵紙の製造が利益ありとせられ、後者は佛伊へ年々巨額の輸出を見たのである。（以下本省部、租稅寮、出納寮、紙幣寮、貨幣司、商法司等參照）。

第二、外國資本主義の壓迫と明治新政府。外國資本主義の壓迫は既に徳川幕府末期以來の事で、所謂和親通商の要求によつて我が國の政治經濟を威壓した。例へば海關税に於て舊幕府と諸外國が

結んだ條約によれば輸出入從價稅五分と定められ、而も我國の發意によつては稅率を變更することが出來ぬといふことになつて居た。その結果として、低廉なる外國商品が大量的に輸入されて我が前資本主義期の經濟に破壊的影響を及ぼし、また無稅と定められた貨幣の輸出入に關聯して良質の古金銀が夥しく外國へ移送された。而も舊幕府締結の條約でありながら、新政府がその成立に當つて外國（特に英國）の援助を受け、一步を譲つた關係上、するざるべつたりに舊條約の繼續を餘儀なくされ、海關稅率の變更は各國の同意を得ることが出來なかつた。此の不合理に對して、新政府の首腦者達は夙に稅權全收の意見を抱いて居つたが、それが表面に顯はれて一世を聳動したのは租稅頭松方正義が明治七年四月海關稅改正之議を提出した前後である。併し地租改正と同様、既に本期に於ても其の端緒が見られ、明治四年に岩倉大久保等の特命全權大使一行が歐米へ派遣せられたのは、一氣にこの問題を解決する事を目的とするものであつた。併しこれは言ふ迄もなく失敗に歸した。外國の壓力は依然として強大であつたのである。此の海關稅權全收の運動が、當然大藏省を中心に發生し、持續し、實を結んだことは怪しむに足りない。約半世紀の日月を要し、遂にその間に大隈遭難等の劇的場面をも現出して後やうやく希望を達成する事が出來た此の歴史的大事件の發端が、本「沿革志」に詳述されてゐることは誠に興味深い。

以上の外、外國資本と本邦經濟との關係について、本書はなほ多くのことを語つてゐる。それは外國公使等の爲した抗議及威嚇にさへ之を伺ふことが出来る。例へば楮幣の兌換を神奈川縣及び外交官に要求して來たが如き、五厘稅の賦課に反對したが如き、幕府が結んだ佛國公債を償還せしめたが

如き、横濱商戸に對する課税に反對したが如きそれだ。(以上明治元年) また、銀貨の品質が不均一であるとか、諸藩製造濫惡貨幣(賤金)の責任を政府は負ふべし等の抗議の如きもそれだ。(以上明治二年) かゝる事跡の内面には英國公使パークスが躍動してゐた。そして英國の東洋銀行(オリエンタル・バンク)がその金權の手をのべてゐた。造幣事業には、此の銀行の推薦に係る造幣技師キンドルが英國より雇入れられ、外債發行の事務は東洋銀行に任されてゐた。また電信線布設には、丁抹電信會社が特權を得てゐた。

これらの壓迫に對し、在朝官人等は國權の回復を計ることに銳意したが、その實現は容易でなかつた。そして官人中に二派があつた。一は伊藤博文の如き歐米模倣——寧ろ迎合論者、他は松方正義の如き國粹的日本主義者(但し彼が明治十一年に洋行して以來はさうでも無くなつたが)當時の對立の狀はまた本書に詳かである。

東洋銀行その他外國貿易商人などに對抗するを目的として創設されたものに、通商會社、爲換會社があつた。前者は商事會社、後者は銀行に外ならぬものであつたが、特徴的であるのは強制的に民設せしめたといふ點にある。而してこれらは西洋制度の直譯的移植であつたが、他面舊幕府時代の爲替問屋等の殘存物を基礎として建てられたが故に、封建的な色彩を脱し得なかつた。これらに對して政府の與へた保護は深厚なもので、例へば爲換會社の貸附金を返濟せざる者あるときは、政府に代つて督責の任に當り、負債主が實際に返濟不可能なときは、政府が爲換會社の損失に對して辨償した。また爲換會社に錢券、洋銀券等の發行を許し、開港場を範圍としたものではあるが、幣

制に民間的要素をも公認したことも、保護の一例として忘るべからざることである。通商會社爲換會社が實際外國の壓迫に對して何程の効果を擧げ得たかは疑問であるが、少くとも後來我が資本主義の發達を醸成する一溫床たるの役目を果たしたことは疑ふべくもない。(以上本省部、租稅寮、造幣寮、紙幣寮、驛遞寮、通商司參照)

第三、封建主義的勢力の處分の問題。既に政府財源の項でも述べた通り、維新は單に幕府に代ふるに朝廷を以てしたに過ぎず、封建的列藩同盟の形態を脱し得なかつたから、依然として凡百の政治經濟事象は各藩分立のままで處置されて來た。この組織上の缺陷は財政に於て最も痛切に感じられた。即ち、諸藩の租稅收納は全然中央政府とは別箇に行はれ、従つて政府の諸稅收入は全國の四分の一にも達しなかつたからである。故に廢藩置縣の必要を最も早く感じたのは大藏省當局であつて、舊藩その他封建的勢力に對する攻撃は次第に熾烈化して行つた。かの明治四年七月に「冗ヲ芟リ、簡ニ就ク」を標榜して發せられた廢藩置縣の詔は、一朝にして生れたものでなく、薩長土肥四藩主等の氣紛れから起つたものでも無い。實に辛辣にして着實な政策が夙に企圖されて居たのである。明治元年及び二年には、幕府に與し、もしくは征戰に失敗し、或は其他罪ある諸藩主の封を收め、もしくは巨額の贖罪金を課した。紀伊、南部、酒井、久松等その例は少くない。明治二年には一般に藩士の采地制を廢し、廩米制に代へんことを命令してゐる。これは下部より封建的土地所有關係を清算せんとしたものである。明治三年末には劃一政體の建議が政府部内に現れ、封建的專制主義(但し諸藩のそれを意味す)に對する攻撃が鋭く叫ばれた。而してこれより急速に情勢が展開

し、寺社領の還納令出で、諸藩の金穀私徴を禁ずる議が大藏省から出され、藩債の計額を録上せしめて廢藩後の處置に備へ、また諸藩の紙鈔（不換紙幣）發行を嚴に禁止する等、封建的勢力の處分は急テムボとなり、遂に大詔ひとたび降下する結果となり終つた。この時を以て、始めて維新政府は中央政府たるの實を備へ、地租の如きも封建的地代から近代的租税に轉化する第一步を踏み出した。併し、一方に於て租稅收入の全國化を贏ち得たと同時に、他方に於て從來舊諸藩の負擔たりし重荷が、概ねそのまま中央政府の肩に移讓されたことを忘れてはならない。その主なるものは三つであつて、第一に舊藩士族に對する秩祿の下附、第二に舊藩が人民及び外國等に對して負うて居た各種の公私債、第三に舊藩が濫發した不換紙幣（所謂藩鈔）である。これらは實に巨額にのぼり、舊藩から引渡された財産、及び前記租稅範圍の擴大だけではバランスがとれなかつた。故に明治四年七月以後その處分方策が大藏省當局の頭痛の種であり、或は最大の問題として取扱はれた。第一のものは、俸祿額の減少、米祿を金祿への變更、奉還者に對する一時賜金の給與等によつてはなほ充分で無かつたので、結局金祿公債證書によつて收拾された。（その額約一億七千五百萬圓）第二のものは新舊公債證書として料理された。（その額約七千萬圓）第三のものは漸次楮幣と共に新紙幣に交換收回されて局を結んだ。（その額約四千萬圓）これらの苦闘の跡は本書に於てはなほ發端であり次期の輝やかなしい歴史の前提となつて居る。（以上本省部、租稅寮、出納寮、紙幣寮等參照）

最後に一言すべきは、本書は維新以來僅かに數年間の記述にすぎないが、關係するところ甚だ廣

況で、本史料集成の大部分に對する年代史的基礎を形成してゐることである。而して特に關係が密であるのは、第一卷「理財稽蹟」、第六卷「地租改正報告書」、第七卷「族祿處分錄」、第八卷「藩債處分錄」、第九卷「舊公債記事」、第十二卷「貨政考要」、第十三第十四兩卷「會社全書」等である。それらは本書と同一材料の上に立つて居り、彼我相憑依したと思はるゝものが少くない。なほ「工部省沿革報告」などはその編纂の叙述の様式に於ては、範を本書にとつたものであらう。之を要するに、本書は本史料集成の最も基礎的な一卷である。

追記

卷頭の寫眞は明治初年の撮影に係る。震災前迄大藏省文庫に保存せられたるもの

を幸ひにも三井文庫にて複寫し置かれたる爲め、今回本書に掲ぐるを得た。